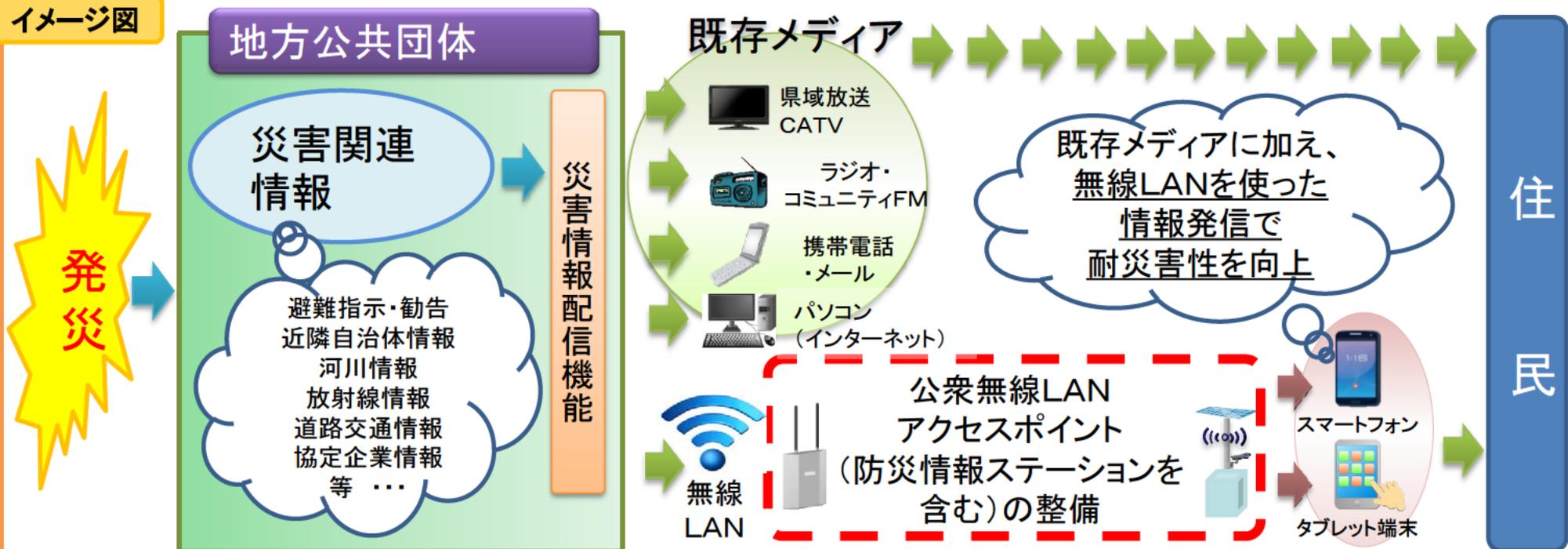


「防災情報ステーション等整備事業」の概要

避難所等に、耐災害性の高い公衆無線LAN環境（防災情報ステーションを含む）の整備等を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

- 補助対象先：緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等
- 補助対象：地方公共団体（補助率1/2）及び第三セクター（補助率1/3）
- 公共・非公共の別：公共事業

イメージ図

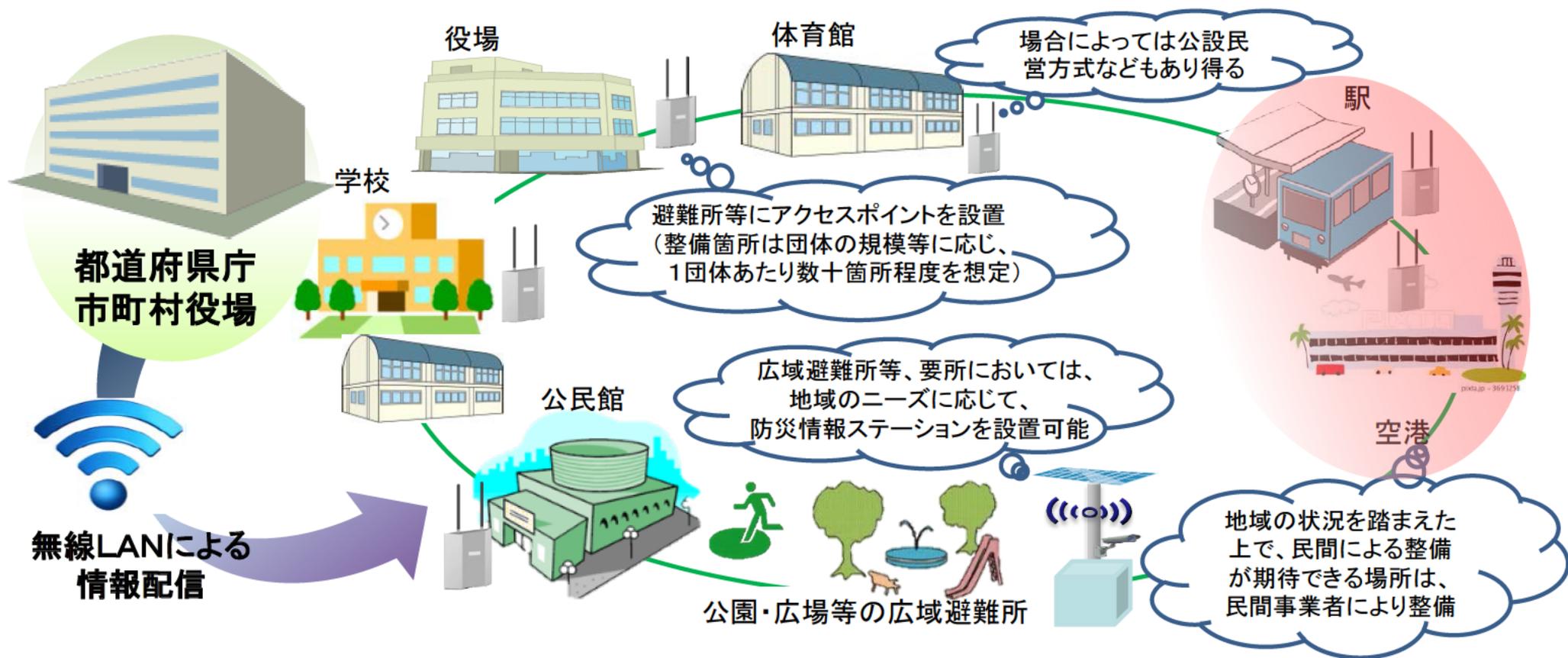


○防災情報ステーションは、地域のニーズに応じ、必要最小限の機能を実装できるようにすることを想定。

○整備した公衆無線LAN等は、災害時のみでなく、住民や観光客等による平時の利活用も推進。

【参考】 公衆無線LAN環境整備のイメージ

耐災害性の高い公衆無線LANのアクセスポイントを避難所等に整備するとともに、広域避難所等においては、地域のニーズに応じ、公衆無線LAN機能を有する「防災情報ステーション」を整備する。



本事業による公衆無線LAN環境整備には、以下のような条件を設定

- 官民協力を推進するため、地方公共団体に整備計画等の策定を求める
- 地方公共団体による整備先は避難所等(緊急避難場所及び避難所など)を対象
- 災害発生時には、原則開放する 等